

201237030A

厚生労働科学研究費補助金

健康安全・危機管理対策総合研究事業

大規模災害時における
遺体の埋火葬の在り方に関する研究

平成24年度 総括研究報告書

研究代表者 横 田 勇

(静岡県立大学)

(特定非営利活動法人日本環境斎苑協会)

平成25(2013)年3月

目 次

研究要旨	1
第1章 研究の趣旨及び研究計画.....	3
第1節 研究の趣旨.....	3
第2節 研究計画.....	5
横田 勇、喜多村 悦史、高岡 昌輝	
第2章 アンケート調査結果.....	9
第1節 都道府県対象「広域火葬計画の策定並びに実施状況に関する調査」	9
喜多村 悦史、横田 睦、奥村 明雄、泊瀬川 孚、森山 雄嗣	
(資料) 都道府県対象アンケート調査用紙	
第2節 火葬場対象「全国火葬場の施設状況並びに防災対策に関する調査」	51
喜多村 悦史、横田 睦、奥村 明雄、泊瀬川 孚、森山 雄嗣	
(資料) 全国火葬場アンケート用紙	
第3章 東日本大震災被災地のヒヤリング調査結果.....	85
第1節 被災県担当者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」	85
横田 勇、喜多村 悦史、横田 睦、熱海 周一、福田 米文、栗山 茂	
泊瀬川 孚、森山 雄嗣	
(資料) 宮城県からの提供資料及び岩手県からの提供資料	
第2節 被災県民間事業者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」	126
横田 勇、喜多村 悦史、熱海 周一、泊瀬川 孚、森山 雄嗣	
第3節 被災県内火葬場対象「東日本大震災後の火葬実施状況に関する調査」	129
横田 勇、喜多村 悦史、横田 睦、熱海 周一、福田 米文、栗山 茂	
泊瀬川 孚、森山 雄嗣	
(資料) 福島市からの提供資料	
第4章 アンケート及びヒヤリングからみた問題点と対応の基本的考え方.....	159
喜多村 悦史	
第5章 今年度の成果及び残された課題.....	163
第1節 平成24年度の成果	
第2節 2年度目の研究の課題	
横田 勇、喜多村 悦史、高岡 昌輝	

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

総括研究報告書

大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究

研究代表者 横田 勇 静岡県立大学名誉教授、日本環境斎苑協会常任理事

研究要旨

東日本大震災では、極めて多数の死者が生じ、既存の火葬場で火葬が順調に行えず、一部で仮埋葬（土葬）となった。これを教訓にすると、都道府県を中心とした広域火葬体制の構築が急務であり、平素よりの市町村・火葬場・民間事業者等の連携作りが重要となる。また、火葬場での能力不足、燃料不足、停電等への対応の検討、遺体の適切な管理や葬儀資材の備蓄、搬送用資材や燃料の確保等の検討も常に行うことが強く求められる。本研究では、このように実効性のある広域火葬計画と連携体制の構築により、大規模災害時における埋火葬の在り方を提言するものである。

初年度は次のような調査を行った。1. 被災地の県、市町村、火葬場、民間事業者等に対するヒヤリング、現地調査により震災後の対応と被害の全容を把握した。2. 全都道府県へのアンケートにより、広域火葬計画の策定・実施状況を把握した。3. 全国 1,500 余の火葬場へのアンケートにより、設備能力、災害対策等の実態を把握した。4. 調査を実施するため、学識経験者、自治体、民間事業者等による親委員会及び学識経験者、火葬従事者等による実行委員会を設置・運営した。

次年度は初年度の成果を踏まえ、次のことを行う。1. 研究の母体となる親委員会及び実行委員会の運営を継続する。2. 初年度を補足する調査・ヒヤリングを実施する。3. その後の研究で明らかになった震災規模の想定を踏まえ、従来の「広域火葬計画策定指針」を見直す。4. 現行「広域火葬計画」を補完するより広域的な「（仮称）広域協力圏」の概念、施策等を検討する。5. 新たに学識経験者、火葬炉メーカー等による作業部会を設置し、大規模災害時を想定した火葬場の必要能力の設定、必要な資材、運搬手段等の整備及びこれに伴う財政支援の在り方等を検討する。また、大規模災害に耐える火葬場の諸基準を提案し、必要とされる施設整備に係る財政的支援施策等の在り方を検討する。6. 先行的に広域火葬計画を策定した都道府県、都道府県を超えた広域での火葬計画が進む関東や関西に対し、ヒヤリングや意見交換を行い、必要な調整を行う。7. 研究成果の概要を提示し、意見交換と必要な調整を行う。

研究分担者	喜多村悦史	東京福祉大学大学院社会福祉学研究科	教授
	高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科	教授

第1章 研究の趣旨及び研究計画

第1節 研究の趣旨

災害時の火葬体制については、平成7年1月に発災した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地方公共団体を中心とした、遺体の処理等に関する広域のかつ迅速な対応の必要性が強く認識された。そこで国は同年7月に、災害対策基本法に基づく「防災基本計画」を改定し、その震災対策編、風水害対策編及び火山災害対策編のそれぞれにおいて、新たに「保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」編を設けて、以下のような文言を明記した。

『地方公共団体は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また必要に応じ近隣地方公共団体の応援を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。』

これを受けて、厚生労働省（当時「厚生省」）は平成8年1月に、「防災業務計画」を改定し、同計画の中で『都道府県は、近隣都道府県と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための火葬場の火葬能力、遺体の搬送・保存体制等を記した広域的な火葬に関する計画の策定（以下「広域火葬計画」）に努める。また、市町村は広域的な火葬に関する計画に関して職員にあらかじめ十分に周知させること等により、災害時における遺体の円滑な火葬の支援に備えるように努める。』という規定を設け、都道府県は、広域火葬計画の策定に努めることとした。

平成9年11月、厚生労働省は、都道府県が広域火葬計画を策定するに当たって、策定上の留意事項及び内容等について、「広域火葬計画策定指針」を各都道府県あてに生活衛生局長名で通達した。

そこでは「広域火葬」の概念を、『大規模災害により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合や当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合において、被災地の周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行うこと』と規定している。また、広域火葬は、都道府県と市町村の協議があって初めて円滑に実施されるものであることから、広域火葬計画を策定するに当たっては、区域内の市町村と協議の上、策定することを最優先の留意事項としている。

このように、広域火葬の円滑な実施のためには、近隣都道府県との連携が不可欠であるため、計画策定段階から相互に整合性ある計画を策定するとともに、策定された広域火葬計画については、近隣都道府県と相互に情報交換を行い、周知を図ることとされた。

阪神・淡路大震災の経験とその後の防災基本計画改定及び厚生省局長通知等によって、当初、広域火葬計画は全国都道府県によって順調に策定されていくものと思われていたが、それから14年経過後に起きた東日本大震災時点までに、広域火葬計画を策定し終えていた都道府県は極めて少なく、岩手、宮城、福島は被災3県も未策定であった。

東日本大震災では、死者は極めて多数となり、既存の火葬場で火葬が十分行えず、一部で仮埋葬（土葬）が行われることとなった。この対応の遅れは、震災による施設自体の被災、または燃料の不足等により、火葬場の機能が一時減殺されたこと、火葬能力を超える多大な死者数であったこと、県内の他自治体や都道府県による受入能力はあるものの、搬送能力が不十分であ

ったこと等によるが、死者への尊厳、公衆衛生上の配慮、遺族感情等を考慮すれば、できるだけ速やかに適切な火葬が行われるよう対処されることが必要である。従って、このような事態が生じないよう、連絡体制の確保はもちろん、予め火葬場の運営に必要な資材が適切に提供されること、被災地域以外の火葬施設の円滑な活用を可能にする広域的な火葬実施体制の構築が不可欠であることが改めて明らかとなった。これまで国が都道府県に対して策定するよう求めていた広域火葬計画が策定されていれば、より円滑な遺体の処理等がなされたのではないかと悔やまれる。

国の有識者会議による東南海トラフ巨大地震の被害想定（2012年8月29日 読売新聞）によれば、被災地の範囲は関東から九州までひろがり、死者数は最大で32万3000人そのうち津波による死者は7割に達すると推定されている。このような大規模災害を考えると、我が国全土にわたって広域火葬計画の策定は不可欠なものと思われる。

本研究は、先ず、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて厚生労働省から「広域火葬計画策定指針」（平成9年）が発せられたにも拘わらず、何故大半の都道府県が広域火葬計画策定に踏み切らなかったのか、その理由を明らかにしたうえで、同指針の見直すべき点は見直し、あらためて以下の3点をにらみつつ、都道府県が真に実効性のある広域火葬計画を策定するうえでの指針となることを目的としている。

- ① 阪神・淡路大震災及び東日本大震災から学んだ知識と経験を踏まえて、現在、全国に立地する火葬場及びその関連設備や機材・燃料等の備蓄の、数量、規模（能力）、配置及び機能が、これらと同規模あるいは更なる大規模災害時においても有効かつ適切なものといえるか否か、またその際の遺体の処置および火葬の業務を円滑に遂行するに足る情報の管理・人材及びマンパワーの確保のための方策を検討すること
- ② 大規模災害時において、国、都道府県、市町村、火葬場、葬祭事業者、火葬場建設・維持管理事業者、搬送事業者等が、市町村、都道府県等の行政区域にとらわれず、被災規模に応じて、互いに広域的な、若しくは超広域的な搬送体制、処理体制を構築し、その体制を円滑に、かつ、迅速に運用できるように日常的な連携、協力関係を結んでおくための方策を検討すること
- ③ 広域火葬計画を円滑に実行するうえでの国の財政支援等のあり方を検討すること

第2節 研究計画

1. この研究を実効あるものとするため、研究協力者として喜多村悦史、高岡正輝を選任し、地方自治体関係者、火葬施設の実態に詳しい者を加えて委員会を組織した。

【本研究の構成メンバー】

- (1) 研究代表者 横田 勇 静岡県立大学名誉教授、日本環境斎苑協会常任理事
研究分担者 喜多村悦史 東京福祉大学大学院教授
高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科教授
- (2) 大規模災害時の遺体の埋火葬の在り方検討委員会（親委員会）
横田 勇 （前掲）：委員長
喜多村悦史（前掲）：副委員長
高岡 昌輝（前掲）
横田 睦 （公社）全日本墓園協会主任研究員、日本環境斎苑協会常任理事
奥村 明雄 日本環境斎苑協会理事長、（一財）日本環境衛生センター理事長
工藤 雅志 岩手県県民くらしの安全生活衛生担当課長
赤尾 牧夫 宮城県食と暮らしの安全推進課長
野口かほる 東京都環境保健衛生課長
友久 健二 兵庫県生活衛生課長
岡崎 博 仙台市生活衛生課長
川田 明 東京博善（株）施設本部副本部長
- (3) アンケート調査・現地調査実行委員会
喜多村悦史（前掲）：委員長
横田 睦 （前掲）：副委員長
川田 明 （前掲）
熱海 周一 （財）宮城県公衆衛生協会参与
福田 米文 滋賀県布引斎苑前所長補佐、日本環境斎苑協会理事
栗山 茂 京都府亀岡市営火葬場長、日本火葬技術管理士会会長
- (4) （仮称）火葬場整備・基準検討作業部会（予定）
喜多村悦史（前掲）
高岡 昌輝（前掲）
火葬炉メーカー 3～5 社（（株）開邦工業、太陽築炉工業（株）、富士建設工業（株）、
（株）宮本工業所、（株）炉研を想定）
- (5) 事務局
泊瀬川 孚 日本環境斎苑協会事務局長
森山 雄嗣 日本環境斎苑協会主任研究員

2. 第1年度および第2年度の研究計画

平成24～25年度の2年間にわたる研究計画を以下のチャートに示す。

「大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究」スケジュール(案)

年月		平成24年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在り方検討委員会 (親委員会)						設置 第1回							第2回
調査実行委員会						設置	第1回	第2回		第3回		第4回	第5回
都道府県対象 広域火葬計画アンケート調査							内容検討			送付回収	追跡調査・集計		
全国火葬場対象 施設状況アンケート調査							内容検討			送付回収	追跡調査・集計		
震災後対応等 ヒヤリング調査	被災県対象						内容検討			現地出向	集計		
	被災地火葬場対象						内容検討			現地出向	追跡調査・集計		
	被災県民間事業者対象						内容検討			現地出向	追跡調査・集計		
報告書作成・提出											検討作成		作成印刷

年月		平成25年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
在り方検討委員会 (親委員会)				第3回		第4回				第5回		第6回	
調査実行委員会		適宜開催											
(仮称)火葬場整備・基準等検討 作業部会		適宜開催											
都道府県対象 広域火葬計画アンケート調査		追跡調査・集計・検討											
全国火葬場対象 施設状況アンケート調査		追跡調査・集計・検討											
震災後対応等 ヒヤリング調査	被災県対象	追跡調査・集計・検討											
	被災地火葬場対象	追跡調査・集計・検討											
	被災県民間事業者対象	追跡調査・集計・検討											
広域火葬計画先行都道府県 ヒヤリング調査		ヒヤリング											
新広域火葬計画策定指針の 検討・作成													
新広域火葬計画策定指針の骨子 都道府県との意見交換									意見交換会開催				
(仮称)広域協力圏火葬計画の 検討													
報告書作成・提出											検討作成		作成印刷

(1) 初年度研究計画

初年度では次の5つの調査を実施した。

- ① 被災3県の県庁担当者に対して、被災時の対応及び教訓に関するヒヤリング調査
- ② 被災地の民間事業者団体に対して、被災時の対応、連携に関するヒヤリング調査
- ③ 被災地における火葬場の状況及び遺体対応に関するヒヤリング調査
- ④ 全国都道府県に対して、広域火葬計画策定の実情に関するアンケート調査
- ⑤ 全国火葬場に対して、施設状況及び防災対策の実態に関するアンケート調査

(2) 2年度研究計画

2年度目では、上記の実態を踏まえて、広域火葬計画策定のマニュアルを整理するとともに、これを実効あるものとするための国の施策の在り方について提言を行うものとする。

- ① 初年度を補足する調査・ヒヤリングを実施する。
- ② 震災規模の想定を踏まえ、現行の「広域火葬計画策定指針」を見直す。
- ③ 「広域火葬」を補完するより広域的な「広域協力圏」の概念、施策等を検討する。
- ④ 大規模災害時を想定した火葬場の必要能力の設定、必要な資材、運搬手段等の整備及びこれに伴う財政支援のあり方等を検討する。また、大規模災害に耐える火葬場の諸基準を提案し、必要とされる施設整備に係る財政支援のあり方等を検討する。
- ⑤ 先行的に広域火葬計画を策定した都道府県、都道府県を越えた広域での火葬計画が進む関東地方や関西地方に対し、ヒヤリングや意見交換を行い、大規模災害時における火葬を迅速かつ円滑に行うための情報ネットワークの在り方等必要な調整を行う。
- ⑥ 研究成果の概要を提示し、意見交換と必要な調整を行う。
- ⑦ 新「広域火葬計画策定指針」マニュアルを策定する。
- ⑧ 計画策定を促す国の施策の在り方等について提言する。

第2章 アンケート調査結果

第1節 都道府県対象「広域火葬計画の策定並びに実施状況に関する調査」

I. まえがき

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を受けて、市町村の域を超えた広域火葬の必要性が生じたため、被害が少なかった被災地周辺の火葬場の応援を想定して、都道府県単位での「広域火葬計画の策定」を当時の厚生省が都道府県に通知した。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災発災時に計画を策定していたのは8自治体といわれており、大部分の自治体が策定していなかった。

これを受けて、「なぜ計画策定がされなかったのか」、「計画が策定されていたならば火葬がよりスムーズに行われたのか」などを検証するため、都道府県に対してアンケート調査を行った。

この結果、100%の47都道府県から回答を得ることが出来た。

II. 集計結果

1. 広域火葬計画を策定した自治体

- (1) 東日本大震災を経験して平成24年10月1日時点で、広域火葬計画を策定しているのは11自治体23.4%となり、策定中は6自治体12.8%、策定していないのは28自治体59.6%となっている。また、その他の回答の中で検討中との回答が1自治体、地域防災計画、火葬場の相互応援協力協定、遺体搬送支援協力協定、葬祭用品の提供協定等により広域火葬計画と同等の対策を図っている。との自治体が1自治体あった。

策定した時期は平成10～19年の東日本大震災以前が9自治体、平成23～24年の大震災後に策定したのが2自治体であった。

なお、『広域火葬計画を策定していない理由として、「地域防災計画に盛り込まれているので十分である」』と別の設問で回答したのが7自治体であった。

- (2) 広域火葬計画策定にあたって、平成12年度の厚生省が通知した策定指針に沿った内容及び策定指針と異なった項目を尋ねた結果は、第一（趣旨）、第二（広域火葬計画策定上の留意事項）、第三（広域火葬計画の記載事項）、第四（広域火葬体制の整備）については、多くの自治体がおおむね策定指針に沿っており、異なっている項目が多いのは3自治体であった。

指針と異なっている項目は以下のとおりである。

- ・相互扶助協定の締結
- ・情報伝達手順の確立
- ・職員に対して広域火葬計画の内容について習熟を図る。
- ・広域火葬計画についての研修、訓練を通じて市町村等関係者への周知徹底を図る。
- ・市町村に対して、実践的な手引き等を作成し、研修等を行うよう必要な助言を行う。
- ・災害発生時に、迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう庁内の部局間、市町村と都道府県間、近隣都道府県間、市町村と火葬場間等の連絡体制の点検に努める。
- ・広域火葬計画について、火葬場の整備状況等に応じて適宜点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

・市町村に対しても手引き等の点検又は見直しの必要性について周知を図る。
などである。

さらに、策定指針が実情に合わない、もしくは、策定に苦慮した項目があったのも 3 自治体であった。

(3) 計画策定した 11 自治体のうち、東日本大震災を受けて「計画見直しを予定している」のは 1 自治体、「見直しを検討中」は 1 自治体、他の 9 自治体は「見直す予定はない」であった。

2. 広域火葬計画を策定しない自治体

(1) 広域火葬計画を策定しない理由を聞いたところ、「地域防災計画に盛り込まれているから」が 7 自治体、「必要と思わない」が 2 自治体、「策定指針に不具合があるから」は 0、その他 17 自治体であった。

その他の意見の内容を表－1 に示す。

表－1 広域火葬計画を策定していない理由のうち、その他の内容

そ の 他 の 内 容	件数
市町村の相互支援は容易にはかられるから。	1
平成9年11月13日の通知内容で十分だから。	1
地域防災計画で検討しているから。	2
業者と協定を締結し、近隣4県とも協定を締結しているから対応可能と考えている。	1
検討中	2
地域防災計画に盛り込まれているが、今後検討。	1
業務多忙のため対応できない。	1
必要と思うが、問題点や課題の検証を行っていないから。	1
市町村間の調整が困難である。	1
広域連合として応援・援助要綱を作成中	1
地域防災計画に盛り込めないか検討中	1
今後検討予定	2
まずは、県内の火葬場の連携について協議・検討が必要である。	1
防災計画に記載及び緊急連絡網、業者との協定がある。	1

(2) 地域防災計画の中で、広域火葬計画策定指針に示す項目が盛り込まれている状況

2 (1) において、「地域防災計画に盛り込まれている」と回答したのは 7 自治体で、盛り込まれている項目は表－2 のとおりである。

各自治体で共通項目が多い項目は、以下のとおりである。

- ・第 1：広域火葬の趣旨
- ・第 3：広域火葬計画の記載事項
 - 広域火葬の基本方針
 - 広域火葬実施のための体制
 - 被害状況の把握
 - 広域火葬の応援・協力要請
 - 火葬要員の派遣要請及び受け入れ

- 遺体保存対策
 - 遺体搬送手段の確保
 - 相談窓口の設置
 - ・第4：広域火葬体制の整備
 - 遺体保存のための資機材の確保
- などである。

表－2 地域防災計画に盛り込まれている策定指針の項目

第一 趣旨	趣旨
第二 広域火葬計画策定上の留意事項	策定の体制
	現状の把握
第三 広域火葬計画の記載事項	基本方針
	広域火葬の実施のための体制
	被災状況の把握
	広域火葬の応援・協力の要請
	火葬場の選定
	火葬要員の派遣要請及び受入
	遺体保存対策
	遺体搬送手段の確保
	相談窓口の設置
	火葬許可の特例的取扱
第四 広域火葬体制の整備	引き取り者のない焼骨の保管
	現状の把握
	相互扶助協定の締結
	遺体保存のための資機材等の確保
	遺体搬送手段の確保
第五 広域火葬計画策定後の措置	情報伝達手順の確立
	災害発生時に、迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう、庁内の部局間、市町村と都道府県間、都道府県と近隣都道府県間、市町村と火葬場間等の連絡体制の点検に努める

- (3) 東日本大震災を経験して広域火葬計画の必要性についての認識では、「必要と思ったので近いうちに策定する予定である」が3自治体、「必要と思うが、策定した効果があったか疑問である」が5自治体、「必要と思わない」は3自治体であった。
- 「その他」は17自治体であり、その意見は表－3のとおりであり、検討中などを含めると多くの自治体で必要と考えていた。

3. 広域火葬計画策定指針について、「知っている」は29自治体、「その他」と回答している2自治体については、知っているがその内容を詳細まで理解していなかったとの回答であった。「記載内容は適正である」が27自治体であった。

4. 策定指針に求める項目

- 2自治体から意見があり、次のとおりである。
- ・都道府県を超えた広域火葬が必要となった場合の要請方法として、直接要請するのか、国か

らの要請か。

- ・受け入れ側の県は、どこまでかわるか
- ・火葬許可や埋葬手続きの簡略化について、国の通知を待たずに自治体の判断で進めることができるようルール化すること。
- ・全国の火葬場の数や能力について、国で把握し、各自治体に公表してほしい。

表－3 広域火葬計画の必要性についてその他の意見

そ の 他 の 内 容	件数
当県では必要がない。	1
平成9年11月13日の通知内容で可能であった。	1
必要と思ったので策定した。	1
大規模災害に備えて、従来の協定に加えて必要性を検討したい。	1
必要と思うので今後策定する。	4
必要性を認識しているが市町間の調整が困難。	1
検討中	1
現状把握を考えている。	1
地域防災計画で対応している。	1
必要と思うが、まず県内の連携を図る。	1
地域防災計画で対応しているが、全国的な状況を見て検討したい。	1
必要性はあるが、計画策定がすべてではない。	1
必要と思うが策定は未定。	2

5. 東日本大震災後について

- (1) 自らの域内の火葬場が、被災者の火葬依頼を把握していたかどうかの設問に、「件数等の情報を把握している」のは 6 自治体であり、これらの自治体は、受入の窓口であったため情報を把握していた。「火葬場あるいは市町村からの報告で把握している」のは 5 自治体であった。「火葬依頼はあったが対応を市町村に任せた」のは 3 自治体であった。「火葬依頼はなかった」のは 20 自治体、「把握していない」のは 11 自治体であった。

その他としては、「自らの域内に避難してきた被災者の火葬については把握している」、「被災県の依頼で自らの域内の火葬状況を調査した」があった。

- (2) 火葬依頼地域と件数

火葬依頼をした地域と、火葬を受けた自治体名および件数は表－4 のとおりである。

- (3) 域内の被災者の火葬を、他の都道府県に火葬依頼したかどうか

都道府県が主体的に依頼の窓口になったケースはなかったが、岩手県は、「近隣自治体への火葬受入要請を行ったが、情報把握は行っていない」と回答している。宮城県は、市町村からの報告で依頼した件数等把握しており、その件数は合計 2,559 件、依頼先は山形県、東京都、岩手県、秋田県、福島県、埼玉県、北海道、青森県、栃木県である。

- (4) 「被災地の火葬場からの火葬要員の派遣要請」及び「自らの都道府県域内火葬場からの他の都道府県への要員派遣要請」はともになかった。

- (5) 大震災を経験して、自らの域内の火葬場管理者に対して指導すべきことの有無については、「特になし」が最も多く 29 自治体、「災害対策の強化」が 12 自治体、「火葬要員の支援体制の強化」が 11 自治体、「火葬場の状況の報告」が 9 自治体などであった。(複数回答)

表－４ 火葬依頼地域と受けた自治体および件数

火葬を受け入れた地域	火葬を依頼した地域	件 数
北 海 道	宮城県塩釜市	27
青 森 県	岩手県、宮城県	75
秋 田 県	岩手県、宮城県	325
福 島 県	相双地域（福島県浜通り中北部）	359
栃 木 県	岩手県、宮城県、福島県	69
埼 玉 県	岩手県、宮城県、福島県	52
東 京 都	宮城県	860
千 葉 県	岩手県	207
長 野 県	石巻市、陸前高田市	3
岐 阜 県	岐阜県郡上地域	1
合計		1,978

注：岐阜県のケースは、一時避難者が戸籍移動無く火葬されたもの

- (6) 自らの域内の現状の火葬場の状況把握については、「十分に把握しており災害時にも対応できる」が 8 自治体、「把握しているが、災害時には心配がある」が 30 自治体と最も多く、「把握していない」は 4 自治体であった。その他の回答では「把握しているが十分ではなく今後調査をする」などであった。
- (7) 災害対策を強化すべき項目では、「防災訓練の実施」が 30 自治体、「備蓄品の確保」が 38 自治体、「耐震診断、自家発電機設置等の設備対策」が 34 自治体であった。その他としては、5 件あり、「マニュアルの整備」、「葬祭事業者との協定締結」などであった。（複数回答）
- (8) 災害対策として火葬場で備蓄すべきものでは、「火葬用燃料」が 42 件と最も多く、「電気（自家発電機の設置）」が 39 件、「遺体搬送用燃料」が 19 件、「遺体搬送用車両」が 18 件などであった。（複数回答）
- (9) 遺体保存対策の強化としてすべきこととしている項目では、「遺体安置所の確保」が 39 件、「遺体保存のための必要な物資の調達」が 42 件、「作業要員の確保」が 32 件などであった。（複数回答）
- (10) 遺体搬送手段の確保、確認としてすべきこととしている項目では、「遺体搬送車両の整備」が 19 件、「遺体搬送民間業者との連携」が 45 件であった。その他の回答でも「車両の確保」や「運転要員の確保」などであった。（複数回答）
- (11) 火葬要員の支援体制の強化としてすべきこととしている項目では、「市町村あるいは火葬場からの支援体制に関する報告」が 27 件、「火葬場との連携、連絡体制の確立」が 40 件などであった。（複数回答）

6. 大災害に備えた対策、連絡体制

- (1) 市町村担当者連絡会議の設置状況は、「定期的に開催」が 5 自治体、「不定期だが開催」が 5

自治体、「設置したがほとんど機能していない」が1自治体、「設置していない」が30自治体であった。その他として「地域災害対策連絡会や防災対策の中で連携」、「防災対策局で対応している」など6自治体であった。

定期的開催の頻度は、「年1回以上」が4自治体、「2～3年に1回」が1自治体であった。

「設置したが開催していない」、あるいは「ほとんど機能していない」場合の理由は、「必要性を感じながら」が4自治体、「必要は感じるが他の業務多忙のため」が15自治体、「都道府県が行う業務ではないから」が2自治体であった。その他の回答としては、「災害関係全体で対応している」、「墓理法に関する業務は区市町村が行っているため、県が主導する立場にない」、「市町担当者との連携は可能」、「市町間の調整が困難」、「必要性は感じるが地域防災計画の中で優先順位は低い」などであった。

連絡会議以外の連絡、情報交換等の有無については、「連絡網が出来ており定期的に行っている」が5自治体、「連絡網が出来ており非常時には連絡できる」が8自治体、「連絡網が出来ているが非常時以外は使わない」が9自治体、「必要がないので行っていない」が4自治体、「必要性は感じるが他の業務多忙で行っていない」が12自治体であった。その他としては、「何らかの方法で情報交換を行っている」が8自治体、「常に連絡できる体制は必要である」が1自治体であった。

- (2) 火葬場間の連絡会議の設置状況は、「都道府県主導で設置」が5自治体、「設置していない」が14自治体、「都道府県では把握していない」が27自治体であり、「火葬場（市町村）主導で設置」は0であった。その他として「広域火葬計画策定にあたって火葬場担当者と協議を行った」が1自治体であった。

都道府県主導で設置した場合の開催頻度は、「定期的で開催している」が4自治体、「不定期の開催である」が1自治体であった。

- (3) 民間業者間の連絡会議の設置状況は、「都道府県主導で設置した」が1自治体、「設置していない」が17自治体、「都道府県では把握していない」が26自治体であり、「市町村主導で設置した」は0であった。その他として「協定を締結あるいは締結予定」が3自治体であった。

都道府県主導で設置した場合の開催頻度は、「定期的で開催した」が1自治体であった。

7. その他

- (1) 広域火葬計画策定の財政負担では、「自己財源で策定すべき」が13自治体、「国庫補助が望ましい」が27自治体であった。その他として「どちらでもよい」、「分からない」、「資機材等の確保には国庫補助が望ましい」などであった。

- (2) 2(2)の結果と重なるが、地域防災計画における広域火葬に関する記述について、「広域火葬計画に相当する記述がある」が22自治体、「広域火葬についてあまり記述されていない」が18自治体、「広域火葬について全く記述されていない」が2自治体であった。

その他としては、「広域火葬計画を策定する旨の記述の盛り込みについて調整中である」、「地域防災計画と協定で広域火葬は可能である」、「必要に応じて広域的火葬を実施する旨を定め、広域火葬計画で具体化する」であった。

都道府県対象
「広域火葬計画の策定並びに実施状況に関する調査」
アンケート調査集計結果、グラフ

平成24年度

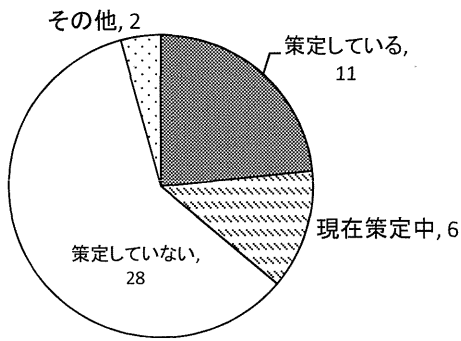
特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会

第3 広域火葬計画の策定状況
設問4 広域火葬計画策定状況

状 況	件数	割合%
策定している	11	23.4
現在策定中	6	12.8
策定していない	28	59.6
その他	2	4.3

その他の意見
・検討中
・地域防災計画で規定

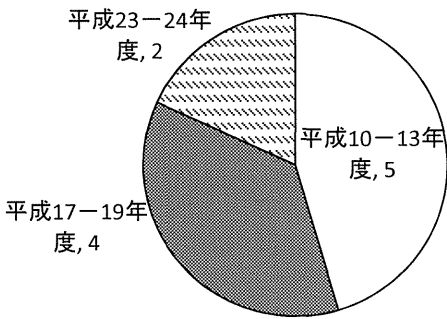
設問4 広域火葬計画策定状況



設問5 計画策定時期

時 期	件数	割合%
平成10-13年度	5	45.5
平成17-19年度	4	36.4
平成23-24年度	2	18.2

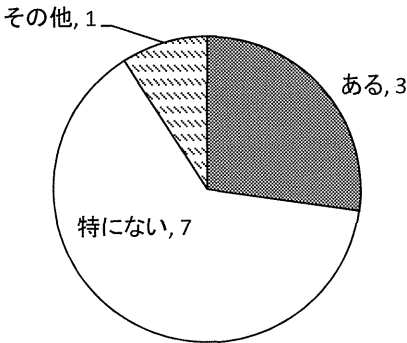
設問5 計画策定年度



設問9 策定指針の内容が実情に合わないこと

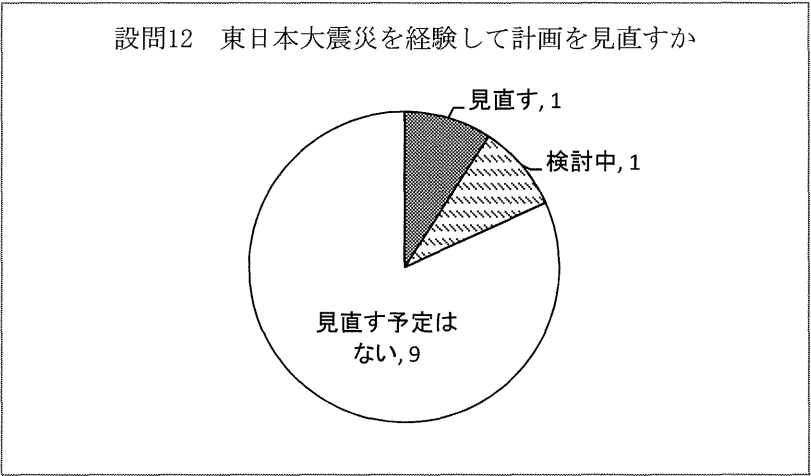
項 目	件数	割合%
ある	3	27.3
特にない	7	63.6
その他	1	9.1

設問9 指針の内容が実情に合わないこと



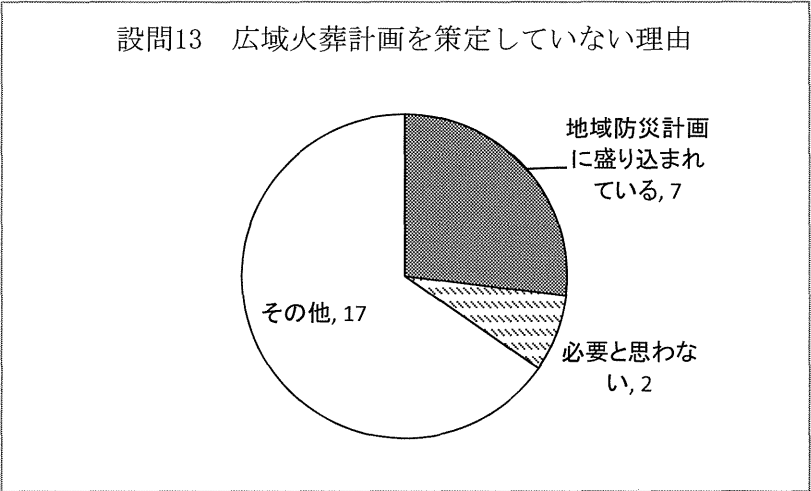
設問12 東日本大震災を経験して見直すか

項 目	件数	割合%
見直す	1	9.1
検討中	1	9.1
見直す予定はない	9	81.8



設問13 広域火葬計画を策定していない理由

項 目	件数	割合%
地域防災計画に盛り込まれている	7	26.9
策定指針に不具合がある	0	0.0
必要と思わない	2	7.7
その他	17	65.4

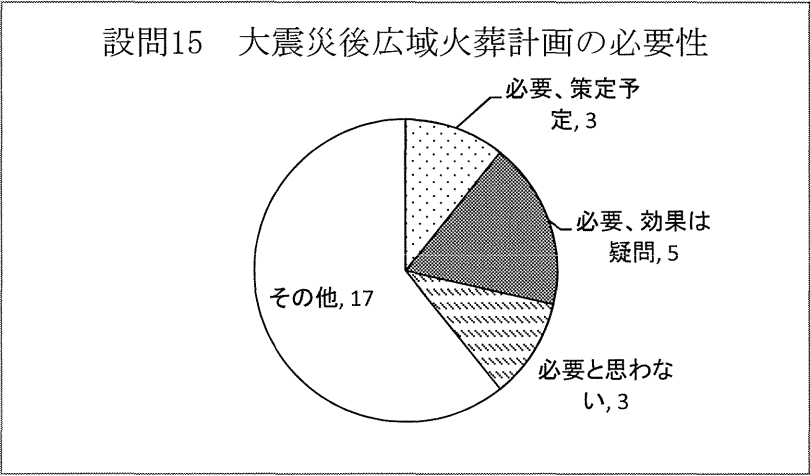


設問13 広域火葬計画を策定していない理由

その 他 の 内 容	件数
市町村の相互支援は容易にはかられるから。	1
平成9年11月13日の通知内容で十分だから。	1
地域防災計画で検討しているから。	2
業者と協定を締結し、近隣4県とも協定を締結しているから対応可能と考えている。	1
検討中	2
地域防災計画に盛り込まれているが、今後検討。	1
業務多忙のため対応できない。	1
必要と思うが、問題点や課題の検証を行っていないから。	1
市町村間の調整が困難である。	1
広域連合として応援・援助要綱を作成中	1
地域防災計画に盛り込めないか検討中	1
今後検討予定	2
まずは、県内の火葬場の連携について協議・検討が必要である。	1
防災計画に記載及び緊急連絡網、業者との協定がある。	1

設問15 東日本大震災後広域火葬計画の必要性

項 目	件数	割合%
必要、策定予定	3	10.7
必要、効果は疑問	5	17.9
必要と思わない	3	10.7
その他	17	60.7

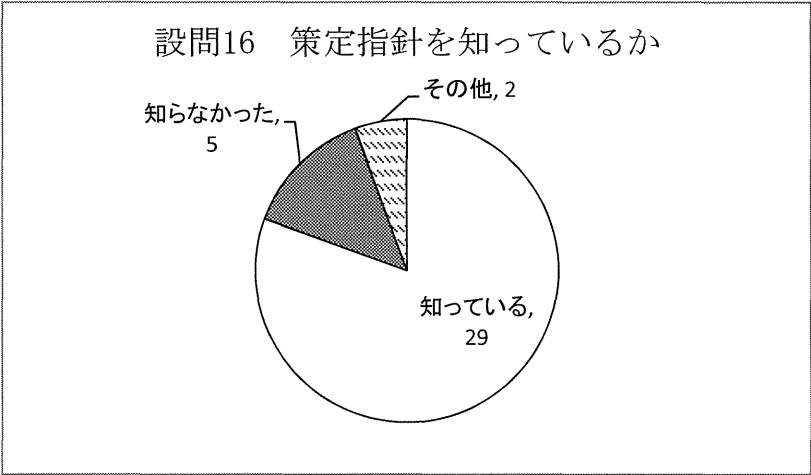


設問15 東日本大震災後広域火葬計画の必要性

そ の 他 の 内 容	件数
当県では必要がない。	1
平成9年11月13日の通知内容で可能であった。。	1
必要と思ったので策定した。	1
大規模災害に備えて、従来の協定に加えて必要性を検討したい。	1
必要と思うので今後策定する。	4
必要性を認識しているが市町間の調整が困難。	1
検討中	1
現状把握を考えている。	1
地域防災計画で対応している。	1
必要と思うが、まず県内の連携を図る。	1
地域防災計画で対応しているが、全国的な状況を見て検討したい。	1
必要性はあるが、計画策定がすべてではない。	1
必要と思うが策定は未定。	2

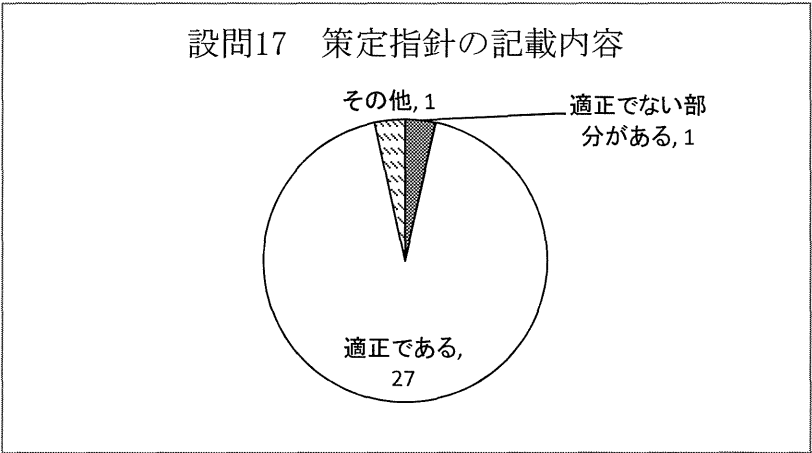
設問16 策定指針を知っているか

項 目	件数	割合%
知っている	29	80.6
知らなかった	5	13.9
その他	2	5.6



設問17 策定指針の記載内容

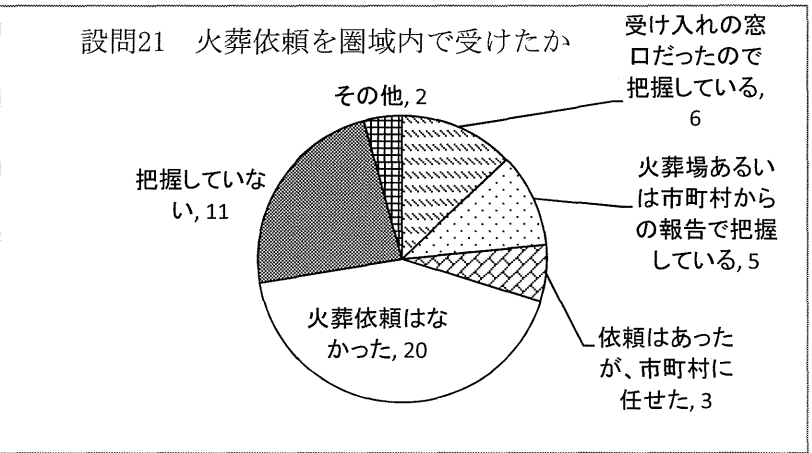
項目	件数	割合%
適正でない部分がある	1	3.4
適正である	27	93.1
その他	1	3.4



第4 東日本大震災後について

設問21 被災者の火葬依頼を圏域内火葬場で受けたか

項目	件数	割合%
受け入れの窓口だったので把握している	6	12.8
火葬場あるいは市町村からの報告で把握している	5	10.6
依頼はあったが、市町村に任せた	3	6.4
火葬依頼はなかった	20	42.6
把握していない	11	23.4
その他	2	4.3

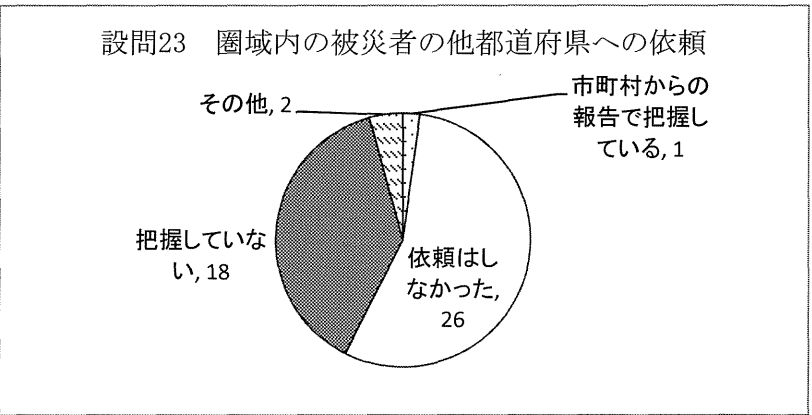


火葬依頼地域と件数

受けた地域	依頼した地域	件数
北海道	宮城県塩釜市	27
青森県	岩手県、宮城県	75
秋田県	同上	325
福島県	相双地域(福島県浜通り中北部)	359
栃木県	岩手県、宮城県、福島県	69
埼玉県	同上	52
東京都	宮城県	860
千葉県	岩手県	207
長野県	石巻市、陸前高田市	3
岐阜県	岐阜県郡上地域	1

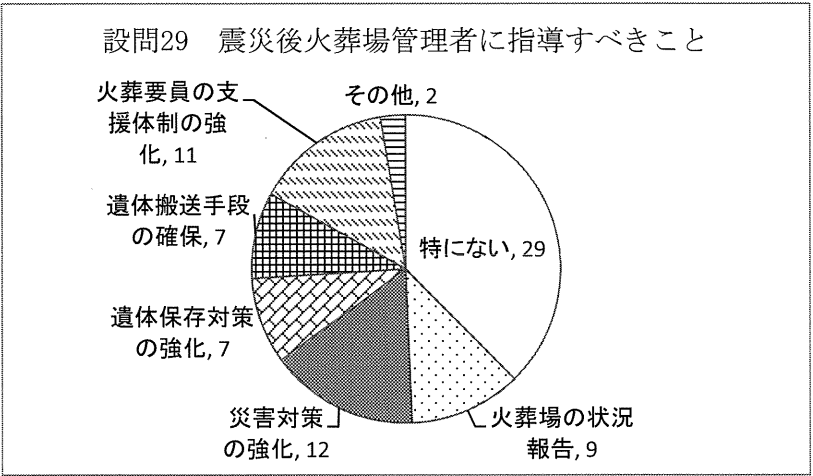
設問23 圏域内の被災者の他都道府県への火葬依頼

項目	件数	割合%
依頼の窓口だったので把握している	0	0.0
市町村からの報告で把握している	1	2.1
火葬場あるいは市町村に任せた	0	0.0
依頼はしなかった	26	55.3
把握していない	18	38.3
その他	2	4.3



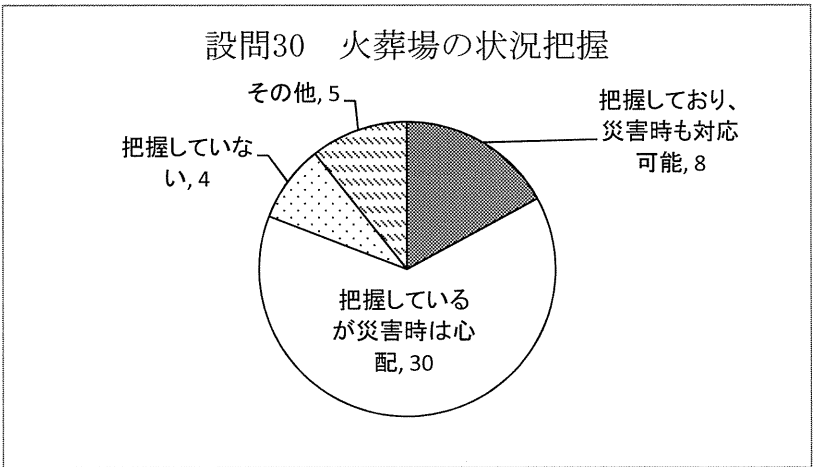
設問29 大震災を経験して、圏域内火葬場管理者に指導すべきこと

項 目	件数	割合%
特にない	29	37.7
火葬場の状況報告	9	11.7
災害対策の強化	12	15.6
遺体保存対策の強化	7	9.1
遺体搬送手段の確保	7	9.1
火葬要員の支援体制の強化	11	14.3
その他	2	2.6



設問30 火葬場の状況把握

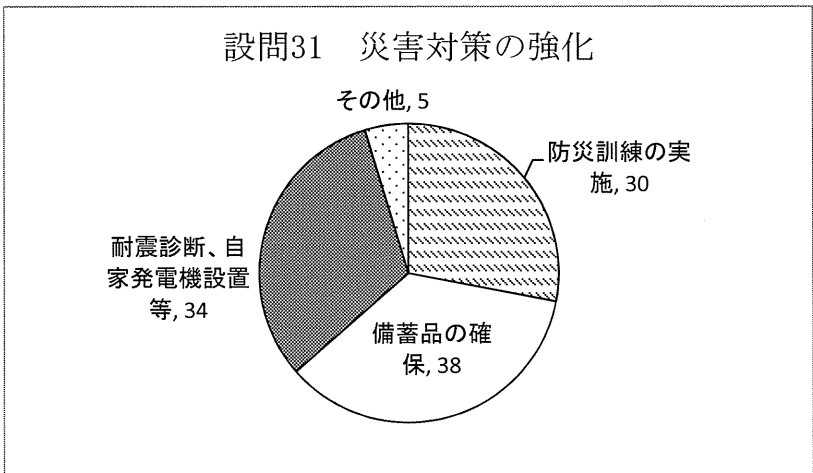
項 目	件数	割合%
把握しており、災害時に対応可能	8	17.0
把握しているが災害時は心配	30	63.8
把握していない	4	8.5
その他	5	10.6



その他の意見
把握しているが今後、より十分な把握が必要など

設問31 災害対策の強化

項 目	件数	割合%
防災訓練の実施	30	28.0
備蓄品の確保	38	35.5
耐震診断、自家発電機設置等	34	31.8
その他	5	4.7



その他の意見
災害対応マニュアルの整備、業者との協定締結など